

議会運営委員会会議録

平成30年8月28日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:18

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 決算特別委員会の設置について
 - (1) 名称：平成29年度決算特別委員会
 - (2) 定数：11人
 - (3) 人選届出期限：8月31日(金)午後5時
 - (4) 設置時期：9月4日(火)定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 8月29日(水)午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 9月5日(水)午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 9月5日(水)午後5時
- 6 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について
- 7 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第56号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
- 8 その他
次回委員会開催予定 9月4日(火)定例会初日 午前9時30分から

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成30年第3回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

まず、予算関係の議案から説明いたします。

議案番号が前後しますが、議案第82号の専決処分の承認「平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「平成30年7月6日専決」と記載しております補正予算資料をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下のほうに記載しておりますように、平成30年7月豪雨災害にかかる災害救助及び災害復旧に要する経費につきまして、22億9772万4千円を追加するものでございます。4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、「議案第70号 平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)」及び「議

案第71号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、「平成30年度補正予算資料」でご説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、補助事業及び本市の制度改正に伴う事務事業費の変更等、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計では、7億7472万3千円を追加いたしております。また、介護保険特別会計の保険事業勘定では、補正金額の計上はありませんが、地域包括支援センターの運営を委託するために債務負担行為を設定しております。4ページ以降に補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上で、一般会計及び特別会計の補正予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について説明いたします。配付しています「議案概要」で、説明いたします。

「議案第72号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立こども園等の開園・開所時間を午前7時30分から午前7時からに変更いたしまして、延長保育事業の実施及び既存事業である預かり保育事業及び一時預かり保育事業の規定の整備を行うものでございます。

「議案第73号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。主な改正内容としましては、代替保育の提供について、連携協力を行う保育所等の確保が必須であったものが、他の家庭的保育事業者等を確保することでも可とするもの、食事の提供について、家庭的保育事業において、連携施設等で調理した食事に加えまして、保育所等から調理業務を受託している事業者からの搬入を可とするもの等でございます。

「議案第74号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚急患センターの年末年始、12月31日、1月1日から3日の昼間の診療を開始するため、現行の午後6時から午後10時までの診療時間に加えまして、午後2時から午後5時30分までの診療を追加するものでございます。

「議案第75号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例」につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の趣旨を踏まえまして、法で規定されていない空家等の適切な管理について、条例を制定するものでございます。主な内容としましては、長屋等の一部空家を部分空家及び特定部分空家とし、人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを避けるため、緊急安全措置を講ずることができるようにするものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第76号」及び「第77号」の「訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」につきましては、国指定史跡「鹿毛馬神籠石」敷内の民有地につきまして、売買による公有地化を進めていきましたが、所有者が死亡し、相続登記がなされておらず、相続人調査を行ったものの、居所不明、国外転出等により、売買契約が困難な相続人に対して、福岡地方裁判所飯塚支部に全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び共有物分割を原因とする持分移転登記手続を求める訴えを提起し、公有地化を図るものでございます。

「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきましては、4月27日に発生しました市道上の車両損傷事故に係る損害賠償を行うもので、このほど相手方に対し、修繕料として、72万3600円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

「議案第79号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市新産業創出支援センター」の指定管理者として、株式会社福岡ソフトウェアセンターを平成31年度から3年間指定するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第80号」と「第81号」の「市道路線の廃止、認定」につきましては、路線の見直し、寄附採納に伴い1路線を廃止し、4路線を認定するものでございます。

「議案第83号」から「第86号」までの人事議案につきましては、任期満了に伴います人権擁護委員4名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

「平成29年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「平成29年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの16件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規定に基づき、29年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

「報告第19号」から次のページの「第23号」までの5件の報告でございますが、「車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分、平成29年度の「一般会計及び学校給食事業特別会計の継続費精算報告書」及び「健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明をいたします。「平成30年第3回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第70号は総務委員会に、71号から73号までの3件は福祉文教委員会に、74号は協働環境委員会に、75号は経済建設委員会に、76号及び77号は福祉文教委員会に、78号から81号までの4件は経済建設委員会に、82号は総務委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第83号から86号までの4件は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から12号までの12件につきましては、後ほどご審議をいただきます特別委員会に、13号から16号までの4件につきましては、経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

最後に、報告事項5件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、ただいまの説明にあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定についてご説明いたします。「平成30年第3回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、9月4日から27日までの24日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

このうち、初日6番目の「議案に対する質疑、委員会付託」及び、同7番目の「選挙管理委員、選挙管理委員補充員の選挙」につきましては、後ほどご審議をいただくこととしております。

また、9月4日の本会議開会に先立ちまして、「平成30年7月豪雨」の犠牲者へ黙祷を捧げていただいております。以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「決算特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

認定第1号から12号までの12件の決算認定議案につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従い、特別委員会を設置しまして、審査の日程といたしましては、今定例会中の9月20日、21日、25日の3日間としていただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「平成29年度決算特別委員会」、委員定数は11人としていただいております。以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。認定第1号から第12号までの12件については、事務局説明のとおり、決算特別委員会を設置し、審査することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成29年度決算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数については、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りににつきましては、「平成29年度決算特別委員会人員割表」をご覧ください。

委員定数は先ほど申しました11人ということでございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。正副議長及び監査委員につきま

しては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。不足する委員数につきましては、白抜きの三角印で示しております端数がある各会派間で協議の上、3名を選出していただいております。

なお、議員1名の欠員により、三角5つで1人選出という形では3名中2名しか確定となりません。残りの1名については、2名確定の後に、残りの三角を保有されている会派等の中で、議長において協議、調整していただいております。

各会派からの選出委員の届け出期限につきましては、8月31日、金曜日、午後5時までとさせていただきます、特別委員会の設置につきましては9月4日、火曜日、定例会初日の本会議におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」については、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、8月31日、金曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、9月4日、火曜日、本会議での議案の委員会付託のときとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、8月29日、水曜日の午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、9月5日、水曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、認定第1号から12号までの認定議案に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○委員長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

任期満了に伴う選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙につきましては、先に開催され

ました代表者会議において、調整がなされております。「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選出一覧表」をご覧ください。

選挙管理委員に、小野しのぶさん、田中知佐子さん、金子慎輔さん及び田原キク子さん、以上4名を選出することで調整がなされております。

次に、選挙管理委員補充員につきましては、補充員の順序どおりに氏名を読み上げます。加来 稔さん、仲村武治さん、大町秀一さん及び白土香苗さん、以上4名を選出することで調整がなされております。

なお、現在の委員の任期がすでに到来しておりますことから、定例会初日の本会議において選挙を行っていただきまして、選挙の方法については、議長の指名推選としていただいております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

前回の本委員会以降、昨日までに提出されました陳情が1件ございます。

「陳情第56号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情」につきましては、そのデータをサイドボックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、その他ですが、次回の委員会は9月4日、火曜日の定例会初日、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いたします。

本日の審査は、全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。